

保健福祉課

☎ 介護福祉係 (143)

みんなで支える介護保険

● 障害者控除について

確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる方については、「障害者控除」の対象になりますので、介護福祉係の窓口で「障害者控除対象者認定書」の申請をお願いします。なお、申請書類をもとに調査をおこないますので、認定書については後日郵送で交付いたします。（窓口では申請書の提出のみとなります）

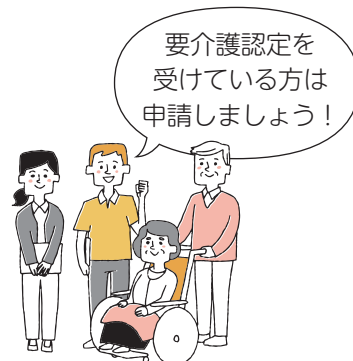
※障害者控除対象者の認定は、原則として12月31日における現況により判断するものとなるため、交付は1月以降になります。

認定されると

所得税や住民税の所得控除が受けられます！
（要支援1～2の方は対象外）

【障害者控除の判断基準】

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円



総務課

☎ 消防防災係 (213)

防災士資格を取得しました!!

防災士とは

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のため活動が期待され、かつ、そのため十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災機構が認定した人たちです。

防災士の役割

防災士は地域や職場での防災教育・防災啓発活動への協力などを通じて、取得した知識を共有することで、地域の防災力を高めることが期待されます。今後発生するであろう首都直下地震や南海トラフ巨大地震、気象災害に備えて、減災と社会の防災力向上を目指して活動する防災士は、これから日本に欠かせない存在となります。

今回、大崎町消防団持留分団の下西分団長が防災士研修講座及び防災士資格取得試験によりの防災士資格を取得されました。下西分団長は「防災士の資格を生かし大崎町の地域防災力向上に貢献できたら」と話されておりました。

～防災士の資格取得費を補助します～

地域の防災活動と防災力向上を担う人材を育成するため、NPO防災士機構が認証する防災士資格の取得費を補助しています。

◆補助金額

対象経費の3/4
 上限15万円

（人材育成基金を活用）

※詳しくは、総務課消防防災係にご相談ください。